

第 1 回幕別町議会臨時会

議事日程

令和 7 年第 1 回幕別町議会臨時会
(令和 7 年 1 月 16 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
10 石川康弘 11 岡本眞利子 12 小島智恵
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 議案第 1 号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 令和 6 年度幕別町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 10 議案第 8 号 令和 6 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 9 号 令和 6 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 10 号 令和 6 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 11 号 令和 6 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 14 議案第 12 号 令和 6 年度幕別町下水道事業会計補正予算（第 4 号）

会議録

令和7年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和7年1月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 1月16日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘 11 岡本眞利子
12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥 17 藤原 孟
- 6 欠席議員
6 長谷陽子
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 笹原敏文 企 画 総 務 部 長 山端広和
住 民 生 活 部 長 寺田 治 保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁
経 済 部 長 高橋修二 建 設 部 長 小野晴正
会 計 管 理 者 武田健吾 忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健
札 内 支 所 長 川瀬吉治 教 育 部 長 白坂博司
政 策 推 進 課 長 宇野和哉 総 務 課 長 西田建司
地 域 振 興 課 長 谷口英将 糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
住 民 課 長 佐々木一成 福 祉 課 長 広田瑞恵
保 健 課 長 西嶋 慎 農 林 課 長 密岡遼一
水 道 課 長 河村伸二
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10 石川康弘 11 岡本眞利子 12 小島智恵

議事の経過

(令和7年1月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただ今から令和7年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、10番石川議員、11番岡本議員、12番小島議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「定期監査結果報告書」および地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

のちほどご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（合田利信） 6番長谷議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第1号から日程第14、議案第12号までの12議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第1号から日程第14、議案第12号までの12議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第1号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第6、議案第4号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第1号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の2ページをご覧ください。

はじめに、議案第1号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院は、国家公務員法に基づき、昨年8月8日に国会および内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告を行いました。勧告の内容は、公務と民間の給与比較の結果、月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることから、民間との均衡を図るため、月例給と特別給を引き上げ、扶養手当や寒冷地手当などの見直しを行おうとするものであります。

公務において人材確保が喫緊の課題であることから、採用市場での競争力を向上させるため、月例給については初任給を大幅に引き上げるとともに、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて全ての職員を対象に俸給表を平均で3パーセント引き上げ、特別給、いわゆるボーナスは、本条例によりみなし適用されている、再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員を除いた一般職の職員は、支給月数を年間で0.1月分引き上げて年間4.60月分とし、民間の特別給の支給状況等を参考に期末手当と勤勉手当に均等に配分するものであります。あわせて、再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員は、支給月数を0.05月分引き上げて、年間2.4月分とするものであります。

国は、昨年11月28日に召集された第216回臨時国会において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を12月17日に可決成立させ、同月25日に公布し、勧告どおりの給与改定を実施しております。

本町の職員給与は、従前から、国家公務員の給与制度に準じ、人事院勧告の内容に沿って改定を実施してきたところでありますことから、本年度においても、国に準じて、本条例の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

本改正条例は、条例の施行日の関係から、大きく第1条と第2条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第1条関係についてであります。

期末手当、勤勉手当、寒冷地手当および行政職給料表に関して、改正を行うもので、令和6年4月1日に遡及して適用しようとするものであります。

第16条は、期末手当を定めております。

第2項において、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の12月の期末手当の支給率を「100分の122.5」から「100分の127.5」に、第3項において、定年前再任用短時間勤務職員の12月の期末手当の支給率を「100分の68.75」から「100分の71.25」に引き上げるものであります。

第17条は、勤勉手当を定めております。

3ページをご覧ください。

第2項第1号において、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の12月の勤勉手当の支給率を「100分の102.5」から「100分の107.5」に、同項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員の12月の勤勉手当の支給率を「100分の48.75」から「100分の51.25」に引き上げるものであります。

第19条は、寒冷地手当の支給月額を定めております。

扶養親族のある世帯主である職員は、26,380円から29,400円に、その他の世帯主である職員は、14,580円から16,200円に、その他の職員は、10,340円から11,500円に引き上げるものであります。

別表第1は、行政職給料表であります。

初任給をはじめ、若年層に重点を置き、年齢の上昇に伴い改定率を逡減させるものであります。

本町の現在の職員構成における級別の平均上昇率は、1級が12.1パーセント、2級が7.0パーセント、3級が4.9パーセント、4級が1.8パーセント、5級が1.1パーセント、6級が1.2パーセント、7級が0.04パーセントで、全体では、3.7パーセントであります。

高校卒の初任給、1級5号給は、16万6,600円から2万1,400円引き上げて、18万8,000円に大学卒の初任給、1級25号給は、19万6,200円から2万3,800円引き上げ、22万円に改めるものであります。

給料表は8ページまでに渡っておりますが、今回は、すべての号給の給料月額と定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を改めるものであります。

9ページをご覧ください。

改正条例第2条関係についてであります。

本改正は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

第8条は、扶養手当を定めております。

第2項と第3項は、扶養手当の支給対象と扶養手当の支給月額を定めております。

配偶者の働き方に対して、「中立的な制度」に向かう社会状況の変化に対応し、子を有する職員に対する生計費の補てんを充実させるため、第2項第1号で定めております配偶者に係る扶養手当を廃止し、第3項において、年齢22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、改正後の第2項第1号の扶養親族であります。この扶養手当の額を1人につき1万円から1万3,000円に引き上げるものであります。

第5項は、扶養手当の支給に関し必要な事項は、他の給与と同様に規則で定める旨の規定を追加するものであります。

これにより、扶養手当の支給に関する事項を定めておりました第9条を「削除」とするものであります。

10ページをご覧ください。

第9条の3は、住居手当を定めております。

11ページをご覧ください。

第8条第2項で扶養手当の対象から配偶者の規定を削りましたことから、第1項第2号において、配偶者の定義を加えるものであります。

第9条の4は、通勤手当を定めております。

第1項は、支給対象である職員を定めております。

第1号は、通勤のための交通機関を利用して運賃を負担することを常例とする職員であります。当該規定に有料道路を利用して料金を負担することを常例とする職員を加えるものであります。

12ページをご覧ください。

第2項は、通勤手当の額を定めております。

現行、第1号と第3号は、通勤のための交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員に対する通勤手当の上限額を規定しております。

この規定を削り、第3項として、上限額を5万5,000円から15万円に改める規定を追加するものであります。

13ページをご覧ください。

第9条の5は、単身赴任手当を定めております。

記載を省略しております第1項は、部局を異にする異動などに伴い、住居を移転し、父母の疾病などやむを得ない事情で同居していた配偶者と別居することとなった職員に単身赴任手当を支給すると定めております。

第2項は、単身赴任手当の額を定めております。

第3項は、第1項に定めている対象者に準じて同手当を支給する対象を定めております。

採用時から支給を可能とするため、「新たに給料表の適用を受けることとなったこと」を要因とする単身赴任を対象に改めるものであります。

14ページをご覧ください。

第15条の2は、管理職員特別勤務手当を定めております。

第1項で、管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給すると定め、第2項で週休日を除く勤務日の勤務時間外の勤務に対しても支給する、としております。

勤務日の勤務時間で当該手当の支給対象と定めている勤務の開始時刻を午前0時から午後10時に改めるものであります。

第16条は、期末手当を定めております。

第2項で定めている期末手当の支給率を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は、令和7年度以降、6月、12月ともに「100分の125」に改めるものであります。

15ページをご覧ください。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を定めております。

6月、12月ともに「100分の70」に改めるものであります。

第17条は、勤勉手当を定めております。

第2項第1号で定めている勤勉手当の支給率を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は、6月、12月ともに「100分の105」に改めるものであります。

同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を定めております。

6月、12月ともに「100分の50」に改めるものであります。

16ページをご覧ください。

第22条の2は、定年前再任用短時間勤務職員の適用除外規定であります。

現行、定年前再任用短時間勤務職員に適用しないこととし、支給していない、扶養手当、住居手当および寒冷地手当のうち、住居手当と寒冷地手当を支給する、と改めるものであります。

別表第1は、行政職給料表であります。

若手・中堅優秀職員の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するため、3級以上の初号給近辺の号給をカットし、各級の初号給の額を引き上げるよう、給料表を見直すものであります。

給料表は、1級から7級までの職務の級ごとに1号給から号給が増すに従い増額し構成しております。

職務の級は、新旧対照表に記載しておりませんが、本条例の別表第2として級ごとの標準的な職務を定めております。

1級は主事、主事補など、2級は主任、3級は主査、ここまでが本町では係職に該当します。

4級は係長と副主幹、保育士長など係長相当職、5級は主幹、場長などの課長補佐相当職、6級は課長と参事、保育所長などの課長相当職、7級は部長と室長、会計管理者などの部長相当職であります。

現行の3級1号給から4号給までを削り、現5号給の26万5,300円を新1号給に4級と5級は、1号給から8号給までを削り、現9号給を新1号給に、6級は1号給から12号給までを削り、現13号給を新1号給に、7級は1号給から16号給までを削り、現17号給を新1号給に改めるものであります。

現在の職員のうち号給が削られる範囲に在籍している職員は、3級で1人、4級で1人、5級以上は該当者はありません。該当する2人は、改正条例の附則で定める経過措置により、施行日において、それぞれ、新1号給となり、給料月額が増額となるものであります。

以上が、第1条と第2条に係る改正内容であります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、昨年12月16日に幕別町職員組合との間で協議が整っ

ているところであります。

この改正によります本年度分に係る定年前再任用短時間勤務職員も含めた、給料と手当の増額分は、共済費を除き、特別会計も含めた総額で5,512万7,000円であります。

議案書11ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条第1項は、この条例は、公布の日から施行する、

ただし、改正条例第2条及び附則第3条から第6条までの規定は、令和7年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、第1条の改正規定は令和6年4月1日から適用する、と給料月額等の改定に係る遡及適用を定めるものであります。

第2条は、給与の内払いについて定めております。

第3条は、号給の切替えを定めております。

改正条例第2条による改正によって給料表の構成を改めますことから、施行日、令和7年4月1日の前日において3級から7級までにある職員の新号給の適用を受ける職員、現行の2人について附則別表に定める切替表による号給とするものであります。

第4条は、切替日前に昇格した者の号給の調整を定めております。

今回の号給の切替え前に昇格した者が、切替え後に昇格した者との権衡上不利益を生じないよう所要の調整を行うことができる旨を規定するものであります。

12ページをご覧ください。

第5条は、扶養手当に係る経過措置を定めております。

令和7年度における扶養手当について、年齢22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る扶養手当の額を1人につき1万1,500円に、配偶者の扶養手当の額を3,000円にする経過措置であります。

第6条は単身赴任手当の改正に係る経過措置を定めております。

令和7年4月1日前に採用された職員についても当該規定を適用することとするものであります。

第7条は、その他の経過措置の規則への委任を定めております。

以上で、議案第1号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議案第2号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の16ページ、議案説明資料の21ページをご覧ください。

本条例は、一般職の職員の給与改定と同様、国の行政職俸給表（二）の改定に伴い、これを参考にして作成している本町の会計年度任用職員の給料表を改正しようとするものであります。

議案説明資料の21ページをご覧ください。

別表第1は、フルタイム会計年度任用職員の給料表であります。

国の行政職俸給表（二）の改定に伴い、給料月額を改めるものであります。

改正前の給料表は、1号給から22ページに渡り、180号給まで定めております。

平均6.1パーセントの引上げを行い、一般職の給料表と同様に、初号給近辺の号給をカットし、最高号級を164号給とするよう改めるものであります。

別表第2は、フルタイム会計年度任用職員の職種の区分に応じた適用号給表であります。

一般職の職員の給与に関する法律の改正において、定められた号給切替表を参酌し、加えて、近隣自治体との均衡を踏まえ、適用範囲を改めようとするものであります。

事務補助員などの行政事務職においては、「20号給から49号給まで」としていたものを「1号給から30号給まで」に改めるものであります。

改正前は、経験年数に応じて16万7,900円から20万8,900円としていたものを18万5,700円から23万

1,600円に改めるものであります。

以下、教育職まで適用する号給の範囲を改めるものであります。

職種の区分ごとに該当する具体の職種と職種ごとに適用する号給の範囲は、本条例の委任を受け定めている幕別町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則において定めておりますので、条例改正を受けて、当該規則も改めることとしております。

議案書17ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で、議案第2号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議案第3号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の18ページ、議案説明資料の24ページをご覧ください。

本条例は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の支給率を、一般職の特別給と同様に0.1月分引き上げようとするものであります。

議案説明資料の24ページをご覧ください。

本改正条例も、条例の施行日の関係から、第1条および第2条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第1条についてであります。

第4条第2項において、12月の期末手当の支給率を「100分の225」から0.1か月引き上げ、「100分の235」に改めるものであります。

25ページをご覧ください。

次に、改正条例第2条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第4条第2項において、令和7年度以降、6月および12月に支給する期末手当の支給率を、ともに、「100分の230」に改めるものであります。

この改正による本年度の増額分は、合計で24万4,000円であります。

議案書の18ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条第1項は、この条例は、公布の日から施行する、ただし、改正条例第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、第1条の改正規定は令和6年4月1日から適用する、と定めるものであります。

以上で、議案第3号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議案第4号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の19ページ、議案説明資料の26ページをご覧ください。

本条例は、議案第3号と同様に議会議員の期末手当の支給率を、0.1月分引き上げようとするものであります。

議案説明資料の26ページをご覧ください。

本改正条例も、第1条および第2条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第1条関係についてであります。

第2条第2項において、12月の期末手当の支給率を「100分の225」から0.1か月引き上げ、「100分の235」に改めるものであります。

27ページをご覧ください。

改正条例第2条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第2条第2項において、令和7年度以降、6月および12月に支給する期末手当の支給率を、ともに「100分の230」に改めるものであります。

この改正による本年度の増額分は、合計で42万8,000円であります。

議案書の19ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条第1項は、この条例は、公布の日から施行する、

ただし、改正条例第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、第1条の改正規定は令和6年4月1日から適用すると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 人事院勧告に基づく、給与改定ということで、かなり大幅な改定がされました。

総額5,000万円を超えるということでもありますから、職員のみなさん一人ひとりにとってのいわゆる年額給与が引き上がっていくのだと思いますが、初任給において結構ですけれども、改定前と改定後どのぐらいの年額での金額の開きが出てくるのでしょうか。つまりどのぐらい金額として引き上がるのでしょうか。

二つ目です。議案第2号の会計年度任用職員につきまして、改定がありました。この改定につきましては、議案第1号の職員の改定につきましては、令和7年4月1日からの施行ではありますが、令和6年4月1日に遡及するとなっております。しかし議案第2号については、遡及の規定はございません。ルール、考え方について伺いをしてきた経過ではありますが、改めてここで違いについて伺いたいします。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まずご質問の1点目でございます。職員の給与の改定ということで、初任給の違いというところでのお話でございます。代表的な例として、高卒でお話させていただくと、初任給1級8号級16万9,900円だった方が今後、改定によって1級8号級で同じなのですけれども、月額が19万2,900円ということで、令和6年度については、先ほど改定の話がありましたけれども、期末勤勉手当の率が4.5月分、令和7年度については4.6月分ということで、手当も0.1ヶ月増えることになるので、それを加味してお話させていただくと、改定前の年収については約280万円、改定後は約320万円となっております。

続いて、ご質問の2点目でございます。会計年度任用職員の遡及のお話ということで、これまでの議会の中で中橋議員に答弁させていただいているところがございますけれども、採用募集時における提示事項の関係上ということで、お話させていただいているとおりで、今回の改正においても令和7年度からの適用でございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 1点目はわかりました。職員が足りないという幕別町だけではなく、全国的、全道的というのでしょうか、状況がありますので、今回の改定がそこに一石が投じられて、職員の安定雇用につながることを期待したいと思います。

二つ目の会計年度任用職員のなぜ遡及にならなかったのかということで、最初から募集案内のときに提示をしていないので、そういうことによって、扶養手当等について職員の収入に影響が出るというご説明だったと思います。現在300人を超える会計年度任用職員がいるかと思うのですが、その対象となる職員というのは全体でどのぐらいの割合になるのでしょうか、影響を受ける会計年度任用職員はどのぐらいいるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 現在、会計年度任用職員なのですけれども、12月1日時点ということですがフルタイムで90人、パートタイムで260人、合計で350人になるのですけれども、今中橋議員からお話ありました手当の支給ということになりますと、途中で退職等もございますけれども、フルタイムで

88人、パートタイムで214人ということで、この差の方たちが時間数の短い方で、手当の支給対象になっていない方となってきます。今お話ありましたとおり、この方たちに勤勉手当が支給されることになってくると、報道等でもあります103万円の壁だとかの影響も出てくるということでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 103万円の壁も含めまして、いったいこの350人の中で、そういった勤勉手当の令和6年の4月1日に遡及することによって、影響が出ると言われる方はどのくらいいらっしゃるのか。繰り返しこの質問をさせていただくのは、幕別町は令和7年度からであります、現実には、令和6年度からの支給、十勝管内での自治体でも多くあります。1年間の金額にすると20万円、30万円と違ってくるわけです。少なくとも幕別町も他町村と比べて、条件が少しでも保障される、良くなるという雇用のあり方であってほしいと思うものですから、なぜ遡及ができなかったのか、そして遡及することによって、一体影響が出るというのは、350人の中でどのくらいの割合なのか。そういう方たちに対する説明やお話もきちっとされた上で、つまり影響が出る人たちは、逆に言えばそういうことによって、不利益が出る場合もありますから、そういったことに対するコミュニケーション、話し合いもされた結果こういう判断になっているのか、伺います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 影響がある方、先ほどお伝えしなくて申し訳ございません。現時点で、令和6年度中で把握している影響が出る方ということで、保育所で働かれている方約26名、給食センターで働かれている方5名ということで、影響が出る方というのは、現状としてはこの人数で押さえております。ですから、この方たちが要するに年収の壁、扶養の関係だとかそういう形で、これも報道等で出ている働き控えと言われている、その範囲内で働くという説明のもとに雇用されてきている。それが年度途中で急に遡及してお支払いしますとなった場合は、壁を超えてしまうということで、扶養から抜けてしまったり、新たに扶養者のほうに税金が発生したり、という問題が出てきてしまうということで、これまでの募集時にきちんと説明がない限りは、途中で増えてしまうという方は、働き控えされている方については、影響が出てきてしまうということでお話をさせていただいているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そのご説明は何度も伺ってきたのですけれども、実際に今人数伺うと保育所関係の26名と5名と、全体で350人いらっしゃる中で、310人以上の人たちは遡及されてもそういった影響が出なかったわけですね。募集時に書いていないということが、最大のネックにはなっていますけれども、条件が350人いまして、310人以上の方たちの条件が改善、つまり収入が上がるわけですから、改善されるわけということになれば、働き控えということも今おっしゃられましたけれども、そういった調整も含めて、残りの三十数人のご協力もいただいて、そして保障をしていく、つまりこの金額を支給していくという判断が出来たのではないかと思いますのですよね。実際に、そういう今ご答弁の中では、26名プラス5人の方たちときちとお話し合いされたのですか、ということもお尋ねしましたけどそこのお答えはありませんでした。もちろん正職員のところに大きく出ていますけれども、圧倒的に幕別町は会計年度任用職員の力を得て、この行政が回っているのだと思うのですよね、そういったことを考えれば、この物価高騰の中で少しでもそういった会計年度任用職員の条件を変えていく。これは国の改定で行われ、令和6年度からスタートしているところも国の仕様で可能だということが明記されていたわけですから、したがって幕別町はそういったところにやはり思いをはせていなかったのではないかと、私は思います。4月からは支給されるということですから、そのことはよしとするところではあります、これから雇用に当たっては会計年度任用職員も含めて、少しでも改善される方向、国の方針にも従うということであれば、極力、国の方針の一番有効に活用できる、つまり令和6年度であれば、6年度から活用するという姿勢が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） 申し訳ございません。先ほどその対象職員に対してのお話ということなので

すけれども、先ほど対象となる方については、働き控えという話もしましたけれども、月ごとにきちんと収入額の計算をしながら、職員とお話しながら確認しながら毎月の何時間働けるだとかという部分を確認しながら、やってきているということなので、逆に常に相談しながら超えないようにお話をしながらやってきているという状況ではあります。ですから、今回収入を調整している方に対して、新たに例えば12月に改正しましたけれども、急に支給しますよということになりますと税制上の控除を受けられなくなるということで、新たに健康保険から扶養から外れるだとかいろいろな変更が出てくると、増収以上に負担が生じると、そういう問題があるものですから、その方たちだけを対象外にして、ほかの人たちだけ支給するということにはならないので、やはり職員みなさん一律でということになると、きちんと説明した上で令和7年度からと申し上げているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 今、募集の関係の説明をしておりますけれども、原則として会計年度任用職員はずっと継続的な部分は保障されていない雇用であります。今、現状ではここ数年、一般職も含めて、給料月額アップしておりますけれども、必ずしも人勤がアップということではなくて、過去には減額もございました。こういった部分については、そういった一般職員以外の部分については、減額はしないという形で手続きしております。そういった観点から、そもそも一般職と異なる雇用体系でありますから、1年1年をもって、待遇を決めておりました。しかしながら、今後の部分につきましては、第4回の定例会で条例提案しましたように、一般職と同様に会計年度任用職員の待遇改善に改正いたしまして、今後につきましても職員と併せまして、待遇改善には努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例および日程第8、議案第6号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第5号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第6号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の20ページ、議案説明資料の28ページをご覧ください。

さまざまな物価高騰の影響により住民の経済的負担が増大していることから、事業者を含めた幕別町との水道契約者を対象に、これまで令和4年9月からの6月間と、令和5年9月から本年2月までの18月間に渡り、水道料金の基本料金を徴収しないとする負担軽減策を実施しているところであります。

エネルギーや食料品価格など物価高騰が継続している中、国の重点支援地方交付金を活用し、本措置を本年3月以降も継続して1年間実施するため、所要の改正を行おうとするものであります。

はじめに、議案第5号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の28ページをご覧ください。

第21条において、「料金は、別表第1に掲げる基本料金及び水量料金の合計額とする。」と規定し、これを受け、別表第1を定めております。

29ページをご覧ください。

別表第1は、口径ごとに、1月当たりの「基本料金」と、使用水量1立方メートル当たりの「水量料金」を定めております。

28ページにお戻りください。

条例改正は、附則を追加するものであります。

附則第5項として「第21条の規定にかかわらず、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。」と、料金の特例規定を加えるものであります。

この改正により、徴収しないこととなる料金は、口径が13ミリメートル又は20ミリメートルの場合は、1月当たりの基本料金350円の12か月で、4,200円であります。

議案書の20ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和7年3月1日から施行する、と定めるものであります。

次に、議案第6号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の21ページ、議案説明資料の30ページをご覧ください。

議案説明資料の30ページをご覧ください。

議案第5号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例と同様に、住民や事業者の負担軽減策として、本年3月以降も継続して、水道料金の基本料金を1年間徴収しないこととするため、所要の改正を行おうとするものであります。

第21条で「料金」を定め、別表第1に料金を規定しております。

31ページをご覧ください。

別表第1は、「家事用」「団体用」、「営農・営業用」などの種別ごとに、1月当たりの「基本料金」と、使用水量1立方メートル当たりの「水量料金」を定めております。

30ページにお戻りください。

条例改正は、附則を追加するものであります。

附則第10項として「第21条の規定にかかわらず、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間

に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。」と料金の特例規定を加えるものであります。

この改正により、徴収しないこととなる料金は、「家事用」又は「営農用・営業用」の場合は、1月当たりの基本料金399円の12か月で、4,788円であります。

議案書の21ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和7年3月1日から施行する、と定めるものであります。

この二つの条例改正に伴い、両会計において減収見込みとなります、5,400万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、一般会計から水道事業会計補助金として支出し、減収相当額を補てんしようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第5号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第6号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号、令和6年度幕別町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第7号、令和6年度幕別町一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,615万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ193億1,763万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為補正」、「1追加」であります。

水道料金負担軽減対策支援事業は、物価高騰による住民の負担を軽減するため、令和5年9月から実施している現在の軽減措置を本年3月から令和8年2月までの1年間、継続して水道料金の基本料金を徴収しないこととし、水道事業会計の減収相当額を一般会計から補てんするため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

期間は、令和7年度、限度額は、11か月分の減収見込み相当額の5,084万2,000円とするものであります。

歳出をご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費、42万8,000円であります。

人事院勧告に基づく給与改定に伴い、議会議員の期末手当の支給率を0.1か月分を引き上げ、その遡及適用に係る増額分であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、24目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費 1 億5,515万6,000円であります。

事業概要をご説明いたしますので、議案説明資料の32ページをご覧ください。

1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業であります。

1 の「非課税世帯応援給付金給付事業」は、国が制度設計を行い、これに基づき市町村が実施するもので、事業費には全額国費が充当されるものであります。

33ページに記載しております、

2 の「畜産経営基盤緊急サポート事業」と3 の「水道料金負担軽減対策支援事業」は、物価高騰に対する住民生活支援を目的として国が定めた推奨事業メニューを活用して町が実施するものであります。

「1 非課税世帯応援給付金給付事業」、1 億1,627万5,000円であります。

「事業内容」欄をご覧ください。

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯を対象に、これまで、中ほどに、かつこ書きで記載しておりますように、令和5年度において、1 世帯当たり3 万円と7 万円、合わせて10万円と、非課税世帯において扶養されている18歳以下の子に1 人当たり5 万円を加算して給付を行い、翌年の令和6 年度には、新たに住民税非課税世帯となった世帯と扶養されている子どもに対し、同内容の給付を行ってまいりました。

同時に、ここには記載しておりませんが、「生活応援給付金給付事業」として住民税均等割のみ課税世帯を対象に同内容の給付を行う予算を計上し、すべての給付を終えたところであります。

今回は、令和6 年度の住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり3 万円と扶養されている18歳以下の子1 人当たり2 万円を加算する給付金を給付するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、対象世帯を3,400世帯、非課税世帯において扶養されている18歳以下の子を343人と見込んでおります。

加えて、給付事務に係る会計年度任用職員3 人分の報酬や共済費、正職員7 人分の時間外勤務手当などの事務費を計上するものであります。

33ページをご覧ください。

「2 畜産経営基盤緊急サポート事業」、3,675万9,000円であります。

「事業内容」欄をご覧ください。

飼料価格の高止まりに加え、光熱費の上昇により農業経営が圧迫される中で、子牛や黒毛和種の取引価格が大きく減少し、営農の継続が危ぶまれる状況となっていることから、農業者が意欲をもって営農に取り組めるよう助成金を交付するものであります。

助成対象は、「幕別町に住所を有する農業者」で、令和6 年12月1 日現在において所有している乳用牛と肉用牛に対し、24か月齢以上の乳用牛1 頭あたり1,500円と肉用牛1 頭あたり2,500円を助成するものであります。

「3 水道料金負担軽減対策支援事業」、462万2,000円であります。

債務負担行為補正においてご説明いたしました、水道料金負担軽減対策支援事業に係る令和6 年度予算計上分であります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当して、本年3 月から令和8 年2 月までの1 年間の軽減措置のうちの本年3 月、ひと月分の水道事業会計の減収相当額を一般会計から補てんするものであります。

「事業内容」欄の下段、※印に参考と記載しておりますように令和6年度計上額は、1か月相当分、462万2,000円、令和7年度は債務負担行為設定額11か月相当分、5,084万2,000円、合計、総事業費は、5,546万4,000円であります。

「積算」欄に記載のとおり、水道事業会計補助金のうち上水道分は、減収補てん相当額400万円を、簡易水道分は、50万円を補助するものであります。

加えて、大樹町と更別村から給水を受けている世帯や地下水を使用している世帯などに対し、「給水区域外等水道料金助成金」として、12万2,000円を計上するものであります。

下段の表をご覧ください。

地方創生臨時交付金 推奨事業メニュー分の本町の交付限度額①は、1億707万6,000円、今回補正予算計上額②は、4,138万1,000円、債務負担行為設定額③は、5,084万2,000円で、差引④のとおり、交付金残額は、1,485万3,000円であります。

今後、適切な時期に追加の支援策などを提案してまいりたいと考えております。

以上で、議案説明資料の説明を終わります。

議案書の8ページにお戻りください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費262万6,000円、6目老人福祉費140万1,000円であります。

いずれも、給与改定に伴う特別会計繰出金であります。

12款職員費、1項1目職員給与費5,654万8,000円であります。

給与改定による給料と期末手当等の遡及適用相当額の増額であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金1億5,765万6,000円であります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

21款1項1目繰越金5,850万3,000円あります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第14、議案第12号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第4号）までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第8号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第12号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第4号）までの5議案について、一括してご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

議案第8号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げ

げます。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ335万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ29億4,114万1,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費335万8,000円であります。

給与改定などに伴う人件費の補正であります。

歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金262万6,000円であります。

5款1項1目繰越金73万2,000円であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

議案第9号、令和6年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億2,247万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、11ページ、12ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

14ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費62万1,000円の追加であります。

給与改定などに伴う人件費の補正であります。

歳入をご説明申し上げます。

13ページにお戻りください。

4款1項1目繰越金62万1,000円の追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

議案第10号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ140万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ30億9,187万4,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、18ページ、19ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

21ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費105万4,000円の追加、3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費34万7,000円の追加であります。

給与改定などに伴う人件費の補正であります。

歳入をご説明申し上げます。

20ページにお戻りください。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金140万1,000円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

議案第11号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。
27ページをご覧ください。

第2条は、収益的支出の補正であります。

第1款水道事業費用既決予定額に、補正予定額88万5,000円を追加し、5億8,412万6,000円と定めるものであります。

第3条は、資本的支出の補正であります。

第1款水道事業資本的支出既決予定額に、補正予定額37万6,000円を追加し、10億6,590万8,000円と定めるものであります。

第2款簡易水道事業資本的支出既決予定額に、補正予算額44万6,000円を追加し、4億2,861万7,000円と定めるものであります。

第3条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,165万2,000円は、消費税資本的収支調整額8,003万7,000円と引継金4,764万2,000円、当年度損益勘定留保資金1億8,397万3,000円」で補填するものであります。

第4条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」であります。

人件費の増額に伴い、5,179万2,000円に改めるものであります。

28ページをご覧ください。

上水道事業に係る収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益400万円の減額であります。

水道料金負担軽減対策支援事業の実施に伴い、基本料金1か月相当分を減額するものであります。

4目他会計補助金400万円の追加であります。

一般会計からの補助金であります。

29ページをご覧ください。

上水道事業に係る収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費33万2,000円の追加、4目総係費55万3,000円の追加であります。

給与改定などに伴う人件費の補正であります。

30ページをご覧ください。

上水道事業に係る資本的支出であります。

1款水道事業資本的支出、1項1目建設改良費37万6,000円の追加であります。

人件費の補正であります。

31ページをご覧ください。

簡易水道事業に係る収益的収入であります。

2款簡易水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益50万円の減額であります。

水道料金負担軽減対策支援事業の実施に伴い、基本料金1か月相当分を減額するものであります。

4目他会計補助金50万円の追加であります。

一般会計からの補助金であります。

32ページをご覧ください。

簡易水道事業に係る資本的支出であります。

2款簡易水道事業資本的支出、1項1目建設改良費44万6,000円の追加であります。

人件費の補正であります。

以上で、水道事業会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第12号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

37ページをご覧ください。

第2条は、収益的支出の補正であります。

第1款公共下水道事業費用既決予定額に、補正予定額58万8,000円を追加し、9億2,247万6,000円と定めるものであります。

第3条は、資本的支出の補正であります。

第1款公共下水道事業資本的支出既決予定額に、補正予定額64万1,000円を追加し、11億1,052万9,000円と定めるものであります。

第3条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,829万1,000円は、消費税資本的収支調整額3,512万5,000円と引継金1億1,600万3,000円、当年度損益勘定留保資金1億9,716万3,000円」で補填するものであります。

第4条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」であります。

人件費の増額に伴い、2,881万4,000円に改めるものであります。

38ページをご覧ください。

公共下水道事業に係る収益的支出であります。

1款公共下水道事業費用、1項営業費用、5目総係費58万8,000円の追加であります。

人件費の補正であります。

39ページをご覧ください。

公共下水道事業に係る資本的支出であります。

1款公共下水道事業資本的支出、1項1目建設改良費64万1,000円の追加であります。

人件費の補正であります。

以上で、議案第8号から議案第12号までの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第8号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第9号、令和6年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第10号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第11号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第12号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和7年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

11：15 閉会